北山けいた議会活動報告　No.31　発行日　2021年10月30日

「ちとせ」が変われば「みらい」が変わる

ちとせみらい通信

発行責任者：北山　敬太
千歳市末広3丁目8-16
電話 090-2051-4048
FAX：0123-24-3876

令和3年第3回定例会一般質問

1　高齢者向け優良賃貸住宅制度について
（1）制度の背景と変遷について
（2）サーモンリバーハイツへの影響
（3）今後の市の対応
2　デジタル防災無線の運用について
（1）運用の条件
（2）マニュアルの策定と市民周知
（3）受信機に録音される内容の改善
3　市民に夢と生きがいを与える施策について
（1）チャレンジできる環境づくり
（2）積極的な情報提供
（3）世代間交流事業の推進

9月30日に行った一般質問の内容について報告いたします。

大項目の1点目「高齢者向け優良賃貸住宅制度」についてですが、高齢化社会の到来とともに、安定した収入を持てない高齢者の入居を拒む賃貸住宅が増えてきたことから、平成13年に施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律、通称、高齢者住まい法に基づき、高齢者が安全に居住できるようバリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な高齢者向け優良賃貸住宅、通称、高優賃制度がスタートしました。

この後も平成23年には、高齢者住まい法の改正により、高優賃金住宅制度は、その他、高円賃、高専賃制度とともに、サービスつき高齢者向け住宅制度、通称、サ高住として一体化され、地域優良賃貸住宅制度にサービスつき高齢者向け住宅制度が新たに位置づけられるなど、短期間に制度が目まぐるしく変化しています。

千歳市では、高優賃制度の認定によって平成15年にサーモンリバーハイツが稲穂4丁目に建設されました。当時の制度では、60歳以上の単身もしくは夫婦世帯に対して、バリアフリー対応がなされた住宅を建設する場合に、共用部分の工事費の3分の2を国及び地方公共団体が負担、また、原則として収入分位25%以下の世帯に対する家賃の減額分を、20年間にわたって国及び地方公共団体が負担することとなっています。サーモンリバーハイツについては、1DKから2DKの計36戸に居住するほとんどの世帯が、この家賃補助の対象となっておりますが、この家賃減額分に相当する補助金の交付が、令和4年度いっぱいで切れてしまいます。家賃補助が打ち切られた場合、入居者は、以後、家賃全額を自己負担して居住し続けるか、負担に耐えられない場合は、いわゆる退去を余儀なくされることになるのではないかと危惧する市民からの相談により、今後住宅難民となってしまう可能性のある入居者の処遇をどう考えるか市の対応を問い質しました。

市長答弁では、家賃減額補助を受けずに運営している他の住宅の入居者や事業者との公平性の観点から、当該住宅への補助は、現在の管理期間の満了以降は継続しない。一方、 家賃などの変更により住み続けることが難しくなった入居者への対応は必要になるものと考えており、本年8月に管理期間終了後の対応について事業者側と継続的協議を行っていく。また、補助終了後の現入居者への対応については、原則として事業者において検討していただくことになるが、入居の継続が困難な場合は、市営住宅への応募受付や、他の高齢者向け住宅の情報提供などを事業者と連携して現入居者の居住の安定確保に向けて対応するとの考えが示されました。

次に、大項目の2、デジタル防災無線の運用についてですが、去る6月25日の金曜日、向陽台若草地区に住む高齢男性が犬を連れて散歩中に行方不明となり、4日後の29日火曜日に、道道泉沢新千歳空港線を越えた苫小牧市側の草むらで御遺体となって見つかるという大変痛ましい事件がありました。この日男性が帰宅しないことから心配した家族が付近を捜索したものの見つからず、警察に届け出るとともに、週明けの28日月曜日朝に、ご家族から市に防災行政無線での呼びかけを依頼したものの断られ、午後に再度市に直訴をして、ようやく防災行政無線での呼びかけがされましたが残念ながら不幸な結果となってしまいました。

失踪当時、道道泉沢新千歳空港線から桂ゴルフ倶楽部側に向かう道路上で、犬を連れた男性が道に迷っているのを目撃した警備員がいて、この警備員は、男性が認知症を患っているとは分からずに、向陽台の住宅街に向かう道順を教えたそうですが、男性は道道に出る前に左折して林道から奥に迷い込んでしまったようです。もし、無線での呼びかけをもう少し早くしていれば、もしかするとこの目撃者の耳に留まり、男性の命が助かったのではないかと悔やまれます。

議場での質問の前に担当課へ防災行政無線の弾力的運用について問い合わせしましたが、この防災行政無線は国の補助金を運用して設置しており、Jアラート等の放送を前提としているため、行方不明者の捜索等に活用する想定は当初からしていないとのことでした。しかし、国民の生命財産を守ることが行政の主旨と考えれば、行方不明者の捜索に防災行政無線を使えないという理屈は立たないはずです。このことから私は、当時の市の対応状況を再度確認するとともに、防災行政無線の運用について、意思決定権を持つのは誰なのか、また今回のようなケースを想定したマニュアルの策定と市民周知について詳細に質問を行いました。

市長答弁では、防災行政無線の管理運営に係る意思決定権は、設置者である首長にあり、管理責任者及び無線局管理責任者は、それぞれ総務部長及び防災主管課長がその任に当たっていること。現在、運用している防災行政無線は、あらかじめ設定した地区ごとに放送を行う機能を有しているが、今回の事案については、行方不明者の行動範囲予測がつかなかったことから市内全域を対象とした放送を行ったこと。防災行政無線については、用途を限定して使用する必要があるものと考えており、使用に当たっては、個別に事案の状況が異なるため、マニュアルに基づく一律の運用には適さないものと考えているが、緊急時には放送が行われることを知ってもらえるよう、個別具体例をホームページに掲載するなど、運用事例の市民周知に努めるとのことでした。

この答弁に対して、私からは「今回のケースでは、ご家族が行方不明から 3 日後に市に呼びかけを依頼していることを考えると、そういう手段があることを 3 日間も知らなかったことが致命的だったのではないか。こういう防災無線での呼びかけができることを町内会や警察と事前に情報共有していれば、もっと迅速に運用ができて命が助かった可能性があるので、ホームページだけとは言わず、今後は事前に町内会などと双方向で意見交換をした上で、きちんとマニュアル化して防災行政無線を迅速に適切に運用する事が必要だ」という主旨の申し入れを再度致しました。

市政や議会に関するあなたの疑問やお困りごとをぜひ北山けいたにお聞かせください。

メール：mail@kitayama-keita.com
ホームページ：http://kitayama-keita.com

私、「北山けいた」は、「公正・公平」な社会と、お子様からお年寄りまですべての世代が笑顔で生活できる環境の形成を目指しています。皆さまの市政に対する素朴な疑問をご遠慮なくお寄せください。また、市民参加型の市政運営を目指して、様々な市民活動も積極的に支援しております。
お問い合わせは上記のメールからお願い致します。

ちとせみらい通信は私の想いを届けるかわら版です。